

男性職員の育児休業等取得にむけた取組みの現状

男性職員の育児休業の取得率向上を目指して、以下の取組みを行っています。

(1) 対象職員と所属課長への声掛け

配偶者が出産予定の男性職員と、その所属長に対し、休暇制度の周知と休暇取得に向けた準備のための声掛けを個別に実施しています。

(2) 休暇取得予定のヒアリング

休暇申請が提出された際に、申請日数が取得可能上限に達していない職員がいれば、今後の取得予定をヒアリングし、必要に応じ差し戻して完全取得を促しています。

○男性職員の育児休業取得状況の推移

【配偶者出産休暇（出産補助休暇）】

職員の配偶者が出産する場合に取得ができます。配偶者が出産のために入院する等の日から出産日後3週間までに土・日・祝日除いた3日間の範囲内で取得できます。

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
取得者/対象者		14/15人	19/25人	12/14人	19/22人	16/17人	17/20人
取得率		93.3%	76.0%	85.7%	86.4%	94.1%	85.0%
平均取得日数		2.6日	2.6日	2.7日	2.4日	2.3日	2.3日
参 考	年次休暇取得日数 (全体平均)	8.7日	9.1日	9.1日	9.6日	9.7日	11.0日
	年次休暇取得日数 (休暇取得職員平均)	6.5日	11.5日	8.5日	10.5日	8.6日	10.9日

【育児参加休暇】

配偶者の産前産後8週間の期間中（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前）に当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため、5日の範囲内で取得できます。（第1子で取得場合は、出産後のみ）

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
取得者/対象者		3/15人	5/25人	5/14人	8/22人	10/17人	16/20人
取得率		20.0%	20.0%	35.7%	36.4%	58.8%	80.0%
完全取得率		20.0%	20.2%	35.7%	4.5%	11.8%	25.0%
平均取得日数		3.5日	3.0日	4.4日	2.9日	3.1日	3.6日
参 考	年次休暇取得日数 (全体平均)	8.7日	9.1日	9.1日	9.6日	9.7日	11.0日
	年次休暇取得日数 (休暇取得職員平均)	4.8日	14.9日	8.7日	9.4日	8.3日	11.1日

※育児参加休暇の完全取得率とは、付与日数のすべてを所得することを意味します。

【育児休業】

3歳未満の子（養子を含む）を養育する職員が取得できます。その子が3歳に達する日まで取得できます。育児休業は、原則1回限りで、1回のみ延長が可能です。

※男性職員は子の出生後8週間の期間内で育児休業を取得した場合、再度育児休業を取得できません。

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
取得者/対象者	0/15人	1/25人	0/14人	2/22人	2/17人	4/20人	
取得率	0.0%	4.0%	0.0%	9.1%	11.8%	20.0%	
平均取得日数	—	191日	—	13.5日	15日	9.5日	
参 考	年次休暇取得日数 (全体平均)	8.7日	9.1日	9.1日	9.6日	9.7日	11.0日
	年次休暇取得日数 (休業取得職員平均)	—	13.2日	—	11.8日	11.3日	14.6日

※表の対象者は当該年度内に出生した子に対して男性職員が同年度内に休暇を取得した値となっています。

※令和3年度は、令和2年度以前に出生した子の育児休業を令和3年度に取得した男性職員が2人いましたが実績には含まれていません。

【育児休暇取得率の現状と今後の取組み】

令和3年度の男性職員の配偶者出産休暇（出産補助休暇）・育児参加休暇取得率は80%を超えています。男性職員の育児休業取得率は20%となり、第2次石岡市男女共同参画基本計画で掲げた令和4年度目標値の20%を達成しております。しかし、育児参加休暇完全取得率は目標の50%を下回る25%となっています。

今後も、総務課や庁内各課と連携を取りながら、男性職員の育休取得に関する情報提供を行うなどを育休取得率の向上に向けた取組みを行います。